

質問内容



受取書の非課税の根拠について

事業協同組合の組合と組合員間における受取書については、印紙税法別表第一第22号の非課税物件欄の規定により「営業に関しない受取書」に該当し、課税されないこととなっているが、その根拠を具体的に示されたい。

回答内容



事業協同組合等の事業は、営利を目的としていないので営業ではないと解されるが、印紙税法においては、営業について特別の規定を設け（印紙税法別表第一表第22号）、事業協同組合等が出資者以外に対する事業を営業に含ませ、また、出資者が事業協同組合等に対する事業を営業から除外している。また、事業協同組合等が組合員に対する事業については、印紙税法に明文の規定はないが、営利を目的としていないから、当然のこととして特に規定を設けなかったものと考えられ、また、本来営業であるべき組合員が組合を対象として行う取引等を営業としていないこと等から、当然に営業ではないものと考えられる。したがって、印紙税法上において、事業協同組合等の営業に関しない受取書として非課税とされるものは、事業協同組合等が組合員に発行するもの、及び組合員が事業協同組合等に発行するものに限られてるものと考えられ、この解釈による取扱が一般的となっている。

Coffee break

内容は本会職員が自らを紹介するコーナーです。ぜひご一読ください！

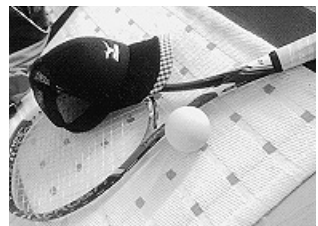
Vol.11

事業推進部 副部長 工藤 佳之

ソフトテニス部に所属していた高校三年生の長男は昨年の夏に引退した。どれくらいの試合を観戦しただろう。彩鮮やかなウェアを着た選手達がテニスコートを駆け巡る、あの光景が大好きだった。この時ばかりは時間の感覚がないというか別の世界にいるのではとさえ感じたものだ。白熱した試合が多くあ



り、勝利の女神が微笑むときもあればそうでないときも当然ある。本人が全力を尽くせばそれでいいと思って観ていた。だが心の中では負けると悔しい。おそらく本人以上に私の方が悔しいのだ。つらい練習があったからこそ仲間との絆も深まったはず。この経験は誰もが出来るものではないと思う。なにかしら今後の人生において役に立つ場面があるだろう。



熱狂、歓喜、そして余韻。もう随分以前のことなのにいまだに歓声が頭から離れない。子供がソフトテニスを引退したら自分の中で決めていたことがある。観戦者からプレイヤーへ。今、自分がラケットを握っている……。